

秋田県税外公金コンビニエンスストア収納代行業務委託企画提案協議に関する質問への回答

令和8年4月30日

番号	資料名称	該当項目	質問内容	回答
1	企画提案競技実施要領	3 委託額の上限	仕様書7.指定公金事務(2)に「※本業務とは別途契約する」と記載がございますが、こちらに記載の924,660円は、初期費用に関する上限金額であり、ランニング費用の金額は含まないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	企画提案競技実施要領	5 参加資格に関する事項(1)参加資格要件オ	「県の要求に応じて速やかに来庁」と記載がございますが、基準となる駆けつけ時間がありましたらご教示ください。	基準は県と受託者で協議の上、決定します。トラブル発生時において、現場対応が必要な場合に来庁することを想定していますが、基本的には電話等で連絡がとれる体制をとっていただきたいです。
3	仕様書	4. 対象となる取扱科目項	科目の中で、「貸付金元利収入」、「受託事業収入」、「収益事業収入」それぞれ具体的にどのような費用を指しているのか、ご教示ください。過去の類似案件においては、対象科目の性質上、公金での取扱いができなかった事例がございました。本件においても、価格提案の前提条件として、コンビニ各社への確認結果を、提案時、もしくは提案前に報告する必要がありますか。	具体例は次のとおりです。 貸付金元利収入：母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入等 受託事業収入：産業技術センター受託研究事業収入等 収益事業収入：宝くじ収入 対象科目の性質上、公金として取扱いができないものは、企画提案書に記入をお願いします。

番号	資料名称	該当項目	質問内容	回答
4	仕様書	6. 業務内容(3) バーコードの仕様・品質検査 イ	<p>「自由使用欄21桁は県が使用できるよう確保する」と記載がございますが、バーコード情報に含まれる収納代行業者を定義するコードを秋田県様として取得することを想定していますでしょうか。</p> <p>自由使用欄21桁には、収納代行業者を定義するコードの設定が必要でして、秋田県様にて取得を想定しない場合、弊社にて21桁の内、頭3桁を使用させていただく必要がございます。</p> <p>弊社取得済みのメーカーコードを他自治体様と共有させて頂くことは可能でしょうか。</p> <p>他自治体様と共有させて頂く場合、自由使用欄21桁のうち、先頭3桁を当社で使用させて頂く必要がございます。</p>	<p>自由使用欄21桁の使用方法は、県と受託者で協議の上、決定します。原則、県で21桁を使用する予定ですが、メーカーコード3桁を使用する場合は、必要性やメリット等を企画提案書に記入をお願いします。県が収納代行業者を定義するコードの取得は行いません。</p>
5	仕様書	6. 業務内容(4) 収納データの作成・送付 ア 速報データ	<p>「収納日ごとに1日を1単位とし、収納日の翌日（閉庁日の場合は翌開庁日）正午までに県へ送付すること。」と記載がございますが、15時までに取得可能な状態にしておくことでもよろしいでしょうか。</p>	<p>速報データの送付期限は、原則、収納日の翌日（閉庁日の場合は翌開庁日）正午までとします。これ以降にデータを送付する場合は企画提案書に記入をお願いします。</p>

番号	資料名称	該当項目	質問内容	回答
6	仕様書	7. 指定公金事務 (1) 指定公金事務取扱者	「指定公金事務取扱者は原則1名」と記載がございますが、コンビニ各社を指定公金事務取扱者に設定して問題ありませんでしょうか。	コンビニエンスストア各社を指定公金事務取扱者に指定することは想定していません。事情がある場合は、企画提案書に記入をお願いします。
7	仕様書	8. 保守及びサポート (1) 事故報告	「データの漏洩、遅延、収納金の過不足等が発生した際は、直ちに県へ連絡し、文書で報告すること。」と記載がございますが、この文書にEメールは含まれる認識でよろしいでしょうか。	提出方法として電子メールも可としますが、文書での報告を要する場合は、電子メールに文書ファイルを添付していただきます。
8	仕様書	7. 指定公金事務 (2) 収納代行業務 ア 収納事務	「現金で収納すること。」と記載がございますが、一部コンビニエンスストアでは、nanacoやファミペイ等、現金以外の方法での支払いが可能であるため、「現金等」という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	仕様書	8. 保守及びサポート (2) 損害賠償	「受託者、コンビニ本部または収納取扱店の責に帰すべき事由により損害が生じた場合、受託者がその賠償責任を負う。」と記載がございますが、コンビニ本部または収納取扱店の責に帰すべき事由による場合には、秋田県様からコンビニ本部または収納取扱店に対して、通常かつ直接の損害について損害賠償の請求を行うことは可能でしょうか。	県とコンビニ本部または収納取扱店との関係性については、受託者と協議の上、決定します。現時点の想定では、県と直接の契約関係にある受託者が、再委託先（コンビニ本部等）を含めた履行全般について責任を負うことから、県から受託者に損害賠償請求を行う方針です。

番号	資料名称	該当項目	質問内容	回答
10	仕様書	9. 個人情報の保護・ 秘密保持	コンビニ収納における個人情報とは以下の認識で 相違ございませんでしょうか。 1. 甲の納付書 2. 前号の納付書をもとに作成される一切の文 書	お見込みのとおりです。（1、2に関する電子データを含む）